

法然上人二十五霊場の移し霊場

山 本 博 子

西国巡礼や四国遍路など各種の巡拝が普及すると共に、経済的・地理的・社会的に本霊場巡拝が困難である者に対して、巡拝を容易に成さしめるため、国単位、郡単位あるいは一寺

内などの限定地域に本霊場を移した霊場が設けられた。これらの霊場は、「地方霊場」「移し霊場」「写し霊場」「ミニ霊場」などの名称で呼ばれている。これらの名称は、必ずしもその内容を正確に表現しているとは言い難いが、とりあえず「移し霊場」と称しておく。移し霊場は、霊場めぐりとして古い歴史をもつ西国巡礼や四国遍路の場合、枚挙にいとまない数が確認できるが、法然上人二十五霊場や親鸞聖人二十四輩などにも、数はさほど多くはないがみられる。

法然上人二十五霊場の巡拝が行われ始めたのは、宝暦年間（二七五〜一七六三）頃とみられる。本霊場が普及すると共に、徐々に各地に移し霊場が設けられていったようで、創設時期の早いものは江戸時代である。規模も、一国単位のものから、一寺内に二十五の札所を設けたものまでみられる。本

稿は、これら法然上人二十五霊場の移し霊場の実態を、史料及び遺物から明らかにするものである。

一 国及び郡単位の移し霊場の内、江戸時代創設のものとしては、「御府内円光大師二十五拝所」「福井県下元祖大師廿五霊場」「伊賀廿五霊場」「元祖円光大師諸国大坂順拝廿五ヶ所」「(和泉国) 円光大師廿五霊所」「円光大師京都廿五處」「木津川西筋円光大師二十五ヶ所」「肥前国二十五拝所」、大音寺(肥前国)を含む二十五霊場、一光寺(筑前国)を含む二十五霊場などがあげられる。これらの内、江戸に設けられた「御府内円光大師二十五拝所」を紹介しておく。「御府内円光大師二十五拝所」の創設の経緯は、安永七年（二七七八）に、靈巖寺第十九世智堂が、雄誉靈巖自作の法然像を重修安置したことに對し、増上寺大僧正隆善が隨喜し、府内に二十五霊場を定めたという。従つて、第二十五番札所は靈巖寺である。天保九年（一八三八）刊行の斎藤月岑による『東都歳時記』に、札所寺院名や詠歌が掲げられているとともに、安永年中

の創設であることも記されている。巡拝のための案内記として、安政五年（一八五八）五月刊行の『御府内円光大師二十五拝所順路記』がある。札所寺院の記載順序は、三番札所（西蓮社）が一番札所（妙定院）の前に、即ち最初に記されている。これは、おそらく三番札所である西蓮社の格が高いゆえであろうと思われる。他の法然上人二十五霊場の移し霊場の多くは、本霊場の札所寺院の順に、例えば、本霊場第一番札所誕生寺を移したものが、移し霊場第一番札所という具合になっている場合が多い。しかし「御府内円光大師二十五拝所」の場合は、第一番札所妙定院は、本霊場第五番札所勝尾寺二階堂の移しであり、詠歌も勝尾寺二階堂に配されたものであって、ほとんどの札所が、本霊場を順番に移していないという特徴がみられる。このような例は、「円光大師京都廿五處」や「木津川西筋円光大師二十五ヶ所」においてもみられる。札所標石の現存の一例としては、第一番妙定院のものがある。天明二年（一七八二）七月の建立であるので、創設後、比較的早い時期の建立であることがわかる。尚、詠歌額の現存例は未確認である。

明治時代以降に創設された移し霊場には、「埼玉県二十五霊場」「法然上人三河二十五霊場」「野洲郡二十五霊場」「大和二十五霊場」「円光大師准廿五霊場」「円光大師讚岐廿五箇拝所」、八日市を中心とする二十五霊場などがある。これら

の内、「埼玉県二十五霊場」を紹介する。「埼玉県二十五霊場」の札所寺院については、『浄土宗元祖圓光大師二十五霊場御詠歌 埼玉県御霊場』によつてうかがえる。刊年の記載はないが、扉に「浄土宗元祖 圓光東漸恵成弘覚慈教大師 加謚 明照大師 明治四拾四年二月廿七日宣下」とあるので、明治四十四年（一九一）以降の発行である。番外寺院一ヶ寺を加えた計二十六ヶ寺が掲げられているが、本霊場の札所寺院名の記載はない。詠歌は、番外寺院以外は、本霊場と同じものが、同じ順に配されている。次に札所寺院名を掲げておく。①林西寺②聖福寺③神宮寺④大徳寺⑤倉常寺⑥天然寺⑦東国寺⑧称名寺⑨真福寺⑩円福寺⑪勝林寺⑫西光寺⑬安国寺（番外）無量院⑭清浄院⑮聖徳寺⑯源光寺⑰林泉寺⑱（大相模）浄音寺⑲天嶽寺⑳西教院㉑（末田）浄音寺㉒浄泉寺㉓淨安寺㉔願生寺㉕浄国寺。法然の七百回遠忌記念事業の一環として創設された可能性が高く、創設は、明治四十四年頃であろうと思われる。

移し霊場の一形態として、本霊場を、一ヶ寺の境内や裏山などに移したものがみられる。西国巡礼（今熊野三十三観音等）や四国遍路（仁和寺八十八所等）などには、しばしばみられるが、法然上人二十五霊場の場合も見られる。「円光大師讚岐二十五箇拝所」第二十五番札所西念寺（この地はもと生福寺のあった所である）の裏山には、二十五体の石仏が建立され、

移し霊場として一巡できるようになっている。石仏の文字は判読不能の部分が多いが、札所番号・札所寺院名(本霊場寺院名)・地名・詠歌・施主名、そして、西念寺第十七世仁誉の代に建立されたことを示す「仁誉代」と刻まれている。仁誉は、天保七年(一八三〇)四月十一日に亡くなっているので、天保七年以前に、この移し霊場が創設されたことがわかる。施主名は、二十五体とも違っており、個人名に混り、金毘羅講中・廿五人講中などの講名もみられる。

お砂巡り(お砂踏)は、一寺内に全札所を集め、本霊場の各札所からもらい受けた砂を、一ヶ所づつその上を踏みながら巡拝するようにしたものである。寺院の屋内で行われることが多いが、屋外の場合もある。西国巡礼では中山寺、四国遍路では今熊野観音寺など多くみられるが、法然上人二十五霊場のお砂巡りの例としては、総持寺をあげておく。総持寺(和歌山市梶取)は、西山浄土宗檀林三ヶ寺の一つで、梶取本山とも呼ばれている。総持寺より刊行された『白木講』によつて、お砂巡りの実態をうかがうことができる。即ち、毎月二十四日に、本霊場の各札所の砂を集め、大師前に敷き並べて、各々がその上に安座して、御詠歌を唱える。あとで、この砂は、本堂の地面に埋めるので、その後、総持寺へ参詣した者も、本霊場巡拝と同じ功德を得られるというものである。白木講は、二十五円通に因み、二十五組に分けられ、組名は、

法然上人二十五霊場の移し霊場(山本)

詠歌の文言から取っている。一番は両幡組である。講の設立は、本堂の再建・釈迦堂建立をはじめとする境内整備を目的とするものであつたようである。『白木講』の序は、白木妙空辨才が記していることから、『白木講』の刊行、白木講の設立、総持寺におけるお砂巡りの創設は、辨才が、総持寺住持であつた文政元年(一八一八)から文政七年までの間の、比較的早い時期であつたと思われる。

以上、法然上人二十五霊場の移し霊場の一部を紹介した。移し霊場の創設年代は、江戸時代から昭和に至るまで種々みられ、たいていの場合、法然の遠忌や浄土宗開宗(法然上人三河二十五霊場)等の記念行事の一環として創設されている。設置されている地域は、西は九州までみられるが、東は、東京周辺でとどまっている。各々の移し霊場においては、巡拝のための案内記や御詠歌集の作成、札所標石の建立、詠歌額の作成などを行い、積極的に巡拝をすすめているが、創設から時を経ると巡拝されなくなる場合が多い。それ故、「福井県下元祖大師廿五霊場」や「伊賀廿五霊場」のように、江戸時代創設のものが、明治以降に再興される例もみられるのである。

〈キーワード〉 法然、二十五霊場、移し霊場、霊跡巡拝

(佛敎大学職員)